

会社を退職したときは 国民年金の加入届が必要です

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。年をとったときや、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。人生のさまざまな場面で年金の届出が必要となります。退職したとき、住所や氏名が

変わったときなど、変更が必要な場合がありますので、一度保険年金課までお立ち寄りください。

問い合わせは 保険年金課
(☎22-11118)へ

国民健康保険に加入するとき・やめるときは届出が必要

職場の健康保険に加入している方とその扶養家族、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度の対象となる方などを除いて、市内に住んで

いる方はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。

■届出が必要な場合

- ・ 職場の健康保険をやめたり加入した場合
- ・ 住所や氏名、世帯主が変わった場合
- ・ 出生、死亡
- ・ 生活保護の開始、廃止

■14日以内に届出を

加入の届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。また、保険税は加入の届出をした月からではなく、資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

問い合わせは 保険年金課
(☎22-11118)へ

戸別受信機の 電池交換のお願い

防災行政無線の戸別受信機は、停電時には乾電池で動作するようになっています。

電池の消耗や自然放電による電圧の低下、電池からの液漏れによる故障などで放送が受信できなくなりますので、乾電池の定期交換（年1回）をお願いします。

問い合わせは 危機管理課
(☎22-91191)へ

「水道の届け出」について

3月、4月は転入や転出が多い時期です。お早めに届け出をしてください。

開栓手続き 転入により、新しく水道をお使いになるとき

閉栓手続き 転出により、水道の使用を中止するとき、または長い間水道をお使いにならないとき

両方の手続き 市内で転居されたとき

変更手続き 水道使用者の氏名または、住所などに変更があったとき

※無届けまたは不正に水道を使用している場合は、過料等をいただくこともあります。

※開・閉栓の手続きは、インターネットでもできますので、ぜひご利用ください。

※水道料金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。手続きは市内の金融機関でお願いします。

※水道の開閉栓等の受付時間は、平日8:30~17:15（土日祝および12月29日~1月3日を除く）となっています。

問い合わせは 阿南市水道料金お客様センター
(水道課内☎22-0587)へ

学校給食調理(臨時的任用職員)を募集

平成31年度に学校給食センター等において、臨時的に勤務する職員を募集します。

採用予定人員 業務の必要に応じて採用します。毎月10日程度の勤務でもかまいません。

賃金 日額7,300円

申込方法 履歴書(市販のものに自筆・写真貼付)を学校給食課へ提出してください。面接の試験案内は、申込み後に学校給食課から連絡します。

申込期間 随時受付

問い合わせは 学校給食課 (☎22-0362)へ

登録保健師・看護師・栄養士を募集

平成31年4月から保健センター等において保健事業に従事する登録保健師・看護師・栄養士を募集します。

応募資格 保健師または看護師免許、管理栄養士または栄養士免許を有する方

応募方法 登録記入票(保健センター備え付け)に必要事項を記入の上、保健師・看護師・管理栄養士・栄養士の免許証の写しを添付して提出してください。

募集期間 3月1日(金)~15日(金) 8:30~17:15

※面接のうえ登録し、事業実施に応じて依頼します。
※賃金および勤務条件は、職種や内容によって異なります。くわしくはお問い合わせください。

提出先・問い合わせは 保健センター (☎22-1590)へ

徳島県知事選挙および徳島県議会議員一般選挙 4月7日(日)が投票日です

問い合わせは 選挙管理委員会事務局 (022-3791) へ

■告示日 知事 3月21日(木)
県議 3月29日(金)

■投票日 4月7日(日) 7時～20時
〈伊島投票区は6日(土)〉

※大井・大田井・阿瀬比・新野西・福井上分・蒲生
田・後・椿泊は19時まで

■期日前投票

投票当日に仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などにより、投票所に行くことができないと見込まれる方は次のとおり期日前投票ができます。

日時

知事 3月22日(金)～4月6日(土) 8時30分～20時
県議 3月30日(土)～4月6日(土) 8時30分～20時

〈伊島投票区は5日(金)まで〉

場所 市役所1階 多目的スペース

■投票できる人

年齢要件

平成13年4月8日以前に生まれた方

住所要件

知事 平成30年12月20日以前に阿南市で住民票が作成され、引き続き3カ月以上住んでいる方
県議 平成30年12月28日以前に阿南市で住民票が作成され、引き続き3カ月以上住んでいる方

※知事選は平成30年11月20日以降、県議選は平成30年11月28日以降、阿南市から引き続き県内の市町

■投票所入場券

世帯主あて(4人連記)に「投票所入場券」を郵送します。各自の部分を取り取り、投票所へお持ちください。

なお入場券がなくても投票資格があれば投票できますので、投票所でお申し出ください。

また、「知事・県議」は告示日が異なりますが、投票日は同日であることから、発送基準を知事選挙にあわせ、2選挙を1通にして発送します。告示後ただちに発送手続きを行い、翌日から3日間かけてお届けできるように努めております。

■選挙公報

選挙公報は、選挙期日の2日前までに各世帯に配布します。届かない場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、市役所、支所、公民館、連絡所に備えてありますのでご利用ください。

■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障がいのある方や介護保険の被保険者証の要介護状態が「要介護5」の方は「郵便等による不在者投票」ができます。ただし、あらかじめ選挙管理委員会に申請が必要です。

申請に必要なもの

印鑑、次のいずれかに該当する手帳等(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証)

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	○	—	○
免疫機能障がい	○	○	○
肝臓機能障がい	○	○	○

◎戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第3項症)

◎要介護状態区分が要介護5に該当する方